

各幼・小・中学校（園）長 殿

台東区教育委員会教育長
矢下 薫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の発令に伴う
今後の教育活動について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第5版】」（以下「区ガイドライン」という）により、徹底した感染症対策と児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

さて、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を、令和3年7月12日（月）に東京都を対象に発令いたしました。

台東区教育委員会といたしましては、緊急事態宣言期間中の教育活動について、関係各課と協議の上、「区ガイドライン」における行動基準は、「レベル2」の段階の対応を取っていただくことといたしました。

各学校（園）におかれましては、下記に示した感染症対策の一層の徹底を図りつつ、教育活動に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

なお、令和3年6月21日付3台教指第542号「新型コロナウイルス感染症対策における『緊急事態宣言』の解除に伴う今後の教育活動について」と異なる内容については、下線で示しております。

記

1 学校園運営の基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底しながら学校園運営を継続する。
- (2) 「区ガイドライン」における、「I 2行動基準について」（3頁）については、「レベル2」の段階とする。

2 幼児・児童・生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

ア 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

※マスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、運動時のマスクの着用は必要ない。特に呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。

イ 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

ウ 登校園時の健康チェック（登校園前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィで再確認等）

エ 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1mを目安に教室等内で最大限確保）

オ 30分に1回以上換気

カ 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校園内環境の管理）

(2) 教育活動上の留意点（「区ガイドライン」13～17頁）

ア 各教科等の指導等について（「区ガイドライン」13～14頁）

緊急事態宣言が発令されている期間は、「レベル2」の段階の対応とする。

※各教科等における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い活動」については、特に感染リスクが高いことから、行わないようにする。なお、水泳指導については、実施に当たり児童・生徒がマスクを着用しないことから「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」となるため、夏季休業期間中も含め、原則行わないようにする。ただし、教育の機会均等の理由により、校長の判断のもと、最低限の実施は可とする。

イ 部活動について（小学校の同様な活動を含む。）（「区ガイドライン」17頁）

部活動については、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒

自身が活動をとおして、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いとともに、中学校第3学年においては、生徒にとって最後の大会となることなどを鑑み、以下の対応とする。

- ・大会等への参加は可とする。ただし、保護者の参観は不可とする。
- ・練習試合の実施は不可とする。
- ・学期中の活動は、授業日のみの実施とする。ただし、「上記 大会等への参加」がある場合は、週休日等の活動も可とし、休養日の設定については、「台東区部活動ガイドライン」(6頁)に基づく。
- ・夏季休業中の活動は、「台東区部活動ガイドライン」(6頁)に基づき、1週間で5日間までの実施とし、週当たり2日以上休養日を設けること。活動時間は、原則3時間までとし、昼食時間を避けて行うこと。

(3) 学校園行事等について

ア 宿泊を伴ったり、都外に移動したりするような行事等

- ・中止又は延期とする。

イ 屋内外を問わず都内の校外施設で実施をする校外学習等

- ・徒歩及び貸切バスでの実施は可とする。ただし、実施の際は、当該校外施設等における感染症対策等の状況等について十分に確認すること。
- ・公共交通機関を使つての移動は不可とする。

ウ 文化的行事や健康安全・体育的行事

- ・行事を通して、幼児・児童・生徒にどのような資質・能力を身に付けさせたいかを校内で共通認識を図つた上で、実施の内容について検討を行うこと。
- ・実施に当たっては、三つの密を避けるよう、実施場所等の施設などを鑑み、実施内容や方法(例えば、半日での開催など)の工夫を検討すること。
- ・幼児・児童・生徒が密集する活動や、幼児・児童・生徒が近距離で組み合つたり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも検討すること。
- ・開閉会式等での幼児・児童・生徒の整列、幼児・児童・生徒による応援、幼児・児童・生徒が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をする。
- ・保護者及び来賓等の参観は、不可とする。

エ 保護者会等

- ・土曜学校公開は、保護者等への公開は不可とする。
- ・家庭訪問は、延期とする。
- ・保護者会や個人面談等は、内容を精選するなど、感染症対策を講じた上で、実施は可とする。

オ その他(終業式等の儀式的行事、外部人材を招いての講演、講話、研修等を含む)

- ・感染症対策を講じた上で、実施は可とする。
- ・ただし、複数学年が一堂に集まつての実施は不可とする。

カ 幼稚園・こども園において特に留意すべき事項について

「区ガイドライン」における、「Ⅱ 7幼稚園・こども園において特に留意すべき事項について」(21頁)に基づき対応する。

3 家庭における感染症対策の依頼

(1) 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)

(2) 毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養)

(3) 十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどを共用しない。

(4) 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

ア 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)

イ 毎朝検温、健康観察(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)

ウ 出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)

エ 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。(黙食の徹底)
- イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- ウ 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

- ア 三密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
- イ 毎朝検温、健康観察(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- ウ 十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどを共用しない。
- エ 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

- (1) 感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を実施すること。
- (2) 感染不安等により、学校行事や水泳指導等への参加を控えている幼児・児童・生徒に対する偏見や差別につながるような行為がないよう、発達段階に応じた指導を徹底すること。
- (3) 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、偏見や差別がにつながるような行為がないよう、教職員及び児童・生徒、保護者へ以下のことについて周知及び指導を図ること。
 - ア ワクチンの接種は、強制ではないこと。
 - イ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。
 - ウ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

6 児童・生徒等への個別の配慮について

- (1) 特に配慮が必要な児童・生徒等(濃厚接触者等)に対しては、必要に応じて個別に対応すること。
- (2) 感染予防や感染不安のために登校できなかつたりする児童・生徒に対して、健康状態や学習状況を把握するとともに、課題を送付したり、一人1台の学習用端末を活用し学校の学習内容や課題を伝えたりするなど、登校しなかった児童・生徒へ速やかに対応すること。
- (3) 感染症対策が長期化する中で、漠然とした不安や深刻な悩みを一人で抱え込んでしまう児童・生徒の増加が懸念されている。ついては、令和3年7月9日付事務連絡「児童・生徒の自殺予防に係る取組について」に基づき、児童・生徒の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、見守り等を依頼したりすること。また、少しでも気になる様子が感じられる児童・生徒については、その状況について管理職をはじめ教職員間で情報を共有し、必要に応じてスクールカウンセラーによる面接を行うなど、早期支援を実施するとともに、夏季休業日中においても、全校(学年)登校日や部活動等の機会、又は保護者の連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。

7 その他

- (1) 感染者が発生した場合に備えて、ガイドラインの内容を再確認するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者への周知を含め、学校(園)として対応が組織的に行えるよう、教職員への指導及び周知を徹底すること。
- (2) 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合や感染者の濃厚接触者に特定された場合、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合等の際は、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等幼児・児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校園長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。「区ガイドライン」「II 3 登校園の判断」(18頁)
- (3) 今後の感染拡大の状況や都の動向等により、新たな対応を依頼する場合には、別途通知する。

<担当>

【区の対応・教職員のPCR検査報告】

庶務課 03(5246)1401

【感染症対応に関すること・子供のPCR検査報告】

学務課保健給食係 03(5246)1413

【教育活動について】

指導課 03(5246)1453